

肺の中の石綿の由来は哲夫さんの作業服しかあり得ない。

石綿の発がん性については、日本国内でも1950年代から1960年代に研究論文では欧米の研究が紹介されており、労働省は1971年1月5日付基発第1号「石綿取り扱い事業場の環境改善等について」で石綿の発がん性に言及し、1976年5月22日付基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」では「石綿により汚染した作業衣も二次発じんの原因ともなる。また、最近石綿業務に従事する労働者のみならず、当該労働者が着用する作業衣を家庭に持ち込むことによりその家族にまで災いの及ぶおそれがあることが指摘されている。このため、関係労働者に対しては、専用の作業衣を着用させるとともに、石綿により汚染した作業衣はこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備に保管させ、かつ作業衣に付着した石綿は、粉じんが発散しないよう洗濯により除去するとともに、その持ち出しは避けるように指導すること」、としていた。

つまり、哲夫さんの勤務期間中にすでに、被告企業が労働者の家族ばく露の危険性を予見し、危険を排除できたことが明らかだといえる。そして、「専用作業衣の着用、隔離保管指示義務」や「作業衣の持ち出し禁止指導義務」を果たさなかったことがキミエさんの肺がんを引き起こしたということになる。

こうした注意義務違反は、被

告らの共同不法行為（民法719条）に該当し、損害賠償に応じなければならぬというわけだ。

哲夫さんはクボタに対してキミエさんの責任を認めるように求めてきたが、クボタは拒否しつづけたため、9月、提訴のやむなきに至った。

クボタは社員の妻の石綿被害に対して補償を行ったことがクボ

タショックのあと明らかになっている。「下請企業だからといって聞く耳をもたないというのは不当な差別ではないのか」というのが哲夫さんの主張だ。

クボタは周辺住民の被害と同様、社会的、道義的責任にもとづいて誠実に対応するべきだ。裁判の行方がきわめて注目される。



## 50年前に自動車整備工場で曝露 北海道●中皮腫、事業場名公表で労災申請

Aさんは、1961年から6年近く、北海道の札幌いすゞモーターで働いた。同社工場では、いすゞのトラックなどの解体や整備を行っていた。Aさんは部品課に配属され、直接、整備等の仕事に携わらなかったが、頻繁に工場に出入りしていた。当時の職場環境は劣悪で、「終業後に顔や手を洗わなければ鼻の穴が真っ黒で、ちり紙で掃除することが日課でした」と語る。

Aさんは、札幌いすゞモーター以外、石綿曝露の可能性のある職場では働いていない。札幌いすゞモーターでの仕事は埃がひどかったという認識はあったものの、「石綿に曝露した」「労災になる」ということは思いつかなかった。悪性胸膜中皮腫という診断が確定した2010年に環境再生保全機構に申請して、まもなく認定された。

ところが翌年12月、厚生労働省が発した事業場名公開によって、親会社である北海道いすゞ自動車に働いて、びまん性胸膜肥厚で亡くなった労働者が労災認定されたことを知った。もしかしたらと考えたAさんは、新聞記事でみつけた「中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会（北海道支部）」に電話相談した。会から相談を受けたアスベストユニオンは、Aさんに組合に加入してもらい、事実関係を確認するため会社と交渉することにした。

ホームページを見ると、「札幌いすゞモーターは、北海道いすゞ自動車に統合された」とあったので、北海道いすゞ自動車に団体交渉を要求をした。ところが、北海道いすゞの代理人弁護士は、「当社は関係ない」「札幌いすゞモーターは形式上存在して

いる」「当時のことはわからない」と返答してきた。そこで、全造船いすゞ自動車分会に頼んで、いすゞ本社から調べてもらおうとしたが、名前は「北海道いすゞ自動車」でも、いすゞ自動車とはまったく関係がないということがわかった。

とにかく労災請求するしかないと考え、3月に事業主証明なしで労働基準監督署に申請した。また、札幌の労基署に行き、話をしたところ、労災課長は「病名をきちんと確認したい」と言う。「Aさんはすでに環境再生保全機構で認定されている」「保全機構は厚生労働省に優るとも劣らずいろいろな書類や検査データを厳密に要求してくるから間違いない」と説明しても、「いや、労働基準監督署はきちんと医学的データを調べる」等と言う。しばらくやりとりすると、相手がどの位の知識をもっているかわかるもの。明らかに「はったり」でしゃべっている。こういう人が担当になるといたずらに時間がかかる。何とかしなければと正直焦った。

さいわい、Aさんの元同僚と連絡が取れた。Aさんとほぼ同時期に、やはり直接整備の仕事をしていない方だ。「当時の工場内は粉じんが舞い上がり、悪い環境でした」「夕方になるとサービスマンもAさんも鼻の穴が真っ黒になっている印象が脳裏に残っており、劣悪な環境でした」と、文書に記してくれた。現在の会社を調べるよりもはるかに信用できる重要な証拠である。また、労災課長が異動になり、次

に担当になった方は非常に丁寧かつ適確な調査をしてくれた。

会社は、上述のような状態であり、どこの労災保険を使うかで若干手間取ったようだが、思ったよりも早く、8月に労災認定の通知が届いた。Aさんからお礼の言葉を頂いたので紹介する。

### Aさんからの手紙(抜粋)

労災申請を半ば諦めている頃、平成23年12月20日、北海道新聞に石綿疾病で労災認定を受けた事業所名の掲載記事を見ました。さっそく「アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部」、

大島准教授（北星学園大大島研究室）に電話で状況説明しました。翌日には、関西労働者安全センターの片岡明彦事務局次長様より、アスベストユニオン書記長の川本浩之様を紹介され、組合に加入。全国に広がるネットワークで、スピード感に溢れ、適切なご指示・基準局への対応と、見事な関係を頂戴いたし、想像を超える早さで労災認定を賜りました。関係各位、ご尽力いただきました皆様へ心からの感謝とお礼申し上げます。次第でございます。



## 蛇紋岩地帯のトンネル工事 北海道●規制のない自然由来のアスベスト

北海道を南北に走る蛇紋岩地帯で、幾つものトンネル工事が行われており、蛇紋岩に含まれるアスベスト（クリソタイル）対策が懸念されています。

現在、私の家の近くで、国交省北海道開発局がトンネル工事を進めており、そこで発生した7万立米に及ぶ蛇紋岩の掘削ズリを2年余りの年月をかけて堆積していて、アスベストを含む可能性のある粉じんが飛散する心配があります。

この問題で、アスベストセンターの永倉さんからアドバイスを受けながら、開発局と話し合ってきました。また、外山さんには掘

削ズリの分析をしていただき、昨年11月には、当地に来ていただいて、現地の調査と開発局及び工事業者との話し合いを持つこともできました。

これらの中で分かってきたことは、

- ① 自然に由来するアスベストに対して規制する法律は現在存在しない。
- ② 開発局いわく、トンネル工事においては、アスベストを規制する現行の法律に準拠して行っている。
- ③ しかし、膨大な量の掘削土が出るという工事の現実からして、発生する可能性のある